

第 28 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成17年 8月30日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-4
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

合併浄化槽は恒久的な 生活排水処理施設である	1
第18回通常総会	
会長挨拶 玉川会長	2
来賓挨拶	3
新 役 員	4
平成17年 表彰	5
建築基準法施行令の一部を改正する政令 ...	6
法定検査結果について(11条関係)	7
コンパクト型浄化槽の改善事例	10
消毒剤の保持について	13
大会「画竜点睛」開催要領	16
平成17年度 浄化槽推進関係予算第1次内示	16

合併浄化槽は恒久的な生活排水処理施設である

合併浄化槽が恒久的な生活排水処理施設であり、下水道と比較した場合の経済面、環境面のメリットについてはすでに定着している。ここで改めて環境面についてみると、環境省も「合併浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に放流することで、河川の水量を維持することができるとともに清流を回復させる効果もある。さらに、地震災害時における被害が少なく、被害を受けても復旧が早い。」 浄化槽専門委員会。

しかし、この合併浄化槽が下水道に続々と接続されていくという問題が全国各地で起こっている。行政の対応が問題であるが、設置者に直接接する浄化槽関係者が設置者に対する説明の欠如によって安易な下水道への接続になってはいないか。浄化槽関係者が合併浄化槽を守り育てていく努力を怠っているのではないか。

今回の浄化槽法の改正を機に、一人一人が合併浄化槽の社会的、科学的役割を改めて認識し、合併浄化槽が恒久的な生活排水処理施設であり、下水道に接続する必要がない施設であることを明確に意識して行動することが重要である。

6月17日 第18回通常総会 開催

平成17年6月17日社団法人岐阜県浄化槽連合会の第18回総会が岐阜県環境会館第二会館2F会議室において開催された。

玉川会長の挨拶に続いて、平成17年表彰式が行われ、知事表彰4名、会長表彰12名、永年勤続者表彰13名、全浄連会長顕彰3名が栄えある表彰を受賞した。

来賓挨拶に続いて会議が行われ、平成16年度事業報告及び決算報告と新役員が選任された。



会長挨拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

平成9年社団法人岐阜県浄化槽連合会は何のために作ったのか、単独浄化槽を廃止する目的で作ったのであります。その結果、みなさんの協力を得て、平成11年に岐阜県では単独浄化槽の新設は無くなりました。その後、平成12年になって、法律改正が行われ、単独浄化槽の新設廃止が決まったという経緯はご承知の通りであります。

現在、それで万々歳かと言うとそうではない。国と地方の借金は一千兆円を超えました。私達に出来ることは何か。ここを問いつめると、下水道がそのまま進捗しますと、さらに全国で70兆円～90兆円かかる。しかし合併浄化槽を有効利用してやると半分以下で済む。こういう数字は明らかに出ております。ところが、なかなか行政のハンドルが切れない。そこで私達も手伝ってハンドルを切る必要がある。一つは良い浄化槽を造るということ、もう一つは良い維持管理をするということです。そこで初めて目的が達成されて社会的認知を得ることになるのです。いま下水道事業が進むと、いの一に合併浄化槽が下水道に繋がれていくことが全国的に起こっている。下水道事業をおこなって、どれだけの合併浄化槽を繋いだのか、それによってどれだけ無駄な事業費を使ったのかをピックアップして国会で審議していただくことを計画しています。これを起点として、新たな道を切り開く必要がある。このままでいくと、財政はますます困難に陥っていくことは誰がみても明らかであります。

単独浄化槽の廃止は国が受け入れて、法律で禁止していただいた。初めから合併浄化槽にする、そして下水道になりかわって合併浄化槽で面整備をしますよということになった。その合併浄化槽を下水道に繋いでもらっては困る。下水道が来たから、この施設は繋がしてくれという市町村が非常に多い。しかし、1つ繋ぐとまた1つとなって後が止まらない。私達は合併浄化槽を守ることが国の為だという強い決意をもって、みんな一緒になって進みたいと思います。

来賓挨拶

岐阜県環境局長

猿渡要司



昨年行われた「浄化槽タウンミーティング岐阜」開催に当たっては、克明な資料を作成していただき、熱心な議論が行われたことに感謝申し上げます。

今回、浄化槽法の改正が行われましたが、適正な施工、維持管理が最も大切でありまして、みなさんの役割に大きく期待しております。行政としても果たすべき役割はしっかり果たしていきたいと考えております。

新知事になりまして、いま政策の総点検ということで取り組んでおります。総点検というのはあらゆる政策にもう一度目を通すということで、広く県民のみなさんから、県政に対するさまざまな意見、提案をいただきたいということでございまして、浄化槽行政に提案がありましたら、どしどし意見、提案をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。



岐阜県市長会会長

大垣市長 小川 敏

浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を系統的に連携した岐阜県方式を確立され、全国一の法定検査実施率になっております。こういった県内の生活環境の保全にお力添えをいただいておりますことにお礼申し上げます。

現在は飲料水をはじめとして、使用する水のほとんどは河川などの公共用水域に頼っております。従って水質保全是住民の健康と安全を守るうえで欠かせないものであります。このたび、5月20日には「浄化槽法の一部を改正する法律」が公布されました。目的として、公共用水域の水質保全省が規定されました。それだけに、恒久的な生活排水処理施設である浄化槽関係者のみなさんに課せられた責務も大きいものがあります。浄化槽に関する正しい知識を住民にも指導していただき、浄化槽関係者と住民の連携を図りながら、質の向上に努めていただき、快適な生活環境の保全と安全を守るために尽力していただくことをお願いします。

岐阜県町村会副会長

白川町長 今井良博



最近では私達の山村でも生活様式の向上に伴って水の使用量が大幅に増えております。そこで、川の上流が水を守ろう、下流に迷惑をかけられないということで、合併浄化槽によって水を守ろうと考えました。私達の町に

は下水道はありません。合併浄化槽は本年3月末現在、全町で3,300世帯のうち合併浄化槽が1,565基でありまして、年間120基程設置しており、県下では一番であります。なお、町独自の補助金の上乗せ（5人—46,000円 7人—169,000円）もやっております。単独浄化槽は現在431基ありますが、これを合併浄化槽に切り換えるということで年間10～15基程切り替わっておりますが、補助金10万円（単独の撤去費用）を町から出してしております。雑排水を処理するために、合併浄化槽の促進を図っておるわけでありまして。

そして、設置した家庭はすべて白川町合併浄化槽組合に加入していただいて、年間1,000円の会費をいただいて、抜き打ち点検等をおこなったりして、管理者ともどもきれいな水を流すことに努力しております。これからも、みなさんのお力を得て、合併浄化槽の健全な管理、運営に努めていきたいと考えております。

新役員 会長 玉川 福和（再）

副会長 中村 保（再） 境 豊（再）

第18回通常総会で任期満了にともなう役員改選が行われ、玉川会長をはじめ、新役員が選任されました。浄化槽業界のリーダーとして、一層のご活躍をお願いいたします。

新役員名簿

〔理事〕

〔代議員〕

会長	玉川 福和（再）	吉村 敏博（再）
副会長	中村 保（再）	水野 孝泰（再）
同	境 豊（再）	松本 年夫（新）
専務理事	柿本 和男（再）	佐合 德行（再）
理事	熊崎 守男（再）	村上 碩郎（再）
同	田口 勝弘（再）	若田 好三（再）
同	林 惟勝（再）	阪本 峰男（再）
同	今井 菊平（再）	高木 雅浩（新）
同	川島 吉博（新）	西浦 隆博（新）
同	松井 康雄（新）	堀尾 明宏（再）
同	小川 正二（再）	北川 嘉久（新）
同	田中 義勝（再）	澤田 和良（新）

平成17年表彰

平成17年6月17日に開催された社団法人岐阜県浄化槽連合会第18回通常総会の席上で、功労者に対する平成17年表彰式が行われ、次ぎの方々が栄えある表彰を受けられました。

まことにめでとうございます。

今後共、ますますご壮健にて、業務に邁進していただきますようお願いいたします。



(表彰式)

岐阜県知事表彰者

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜県管設備工業協同組合	阪本峰男	(有)峰設備
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	田中健太郎	田代工業(株)
岐阜県環境整備事業協同組合	林寛至	(株)富士
同	松田茂	マルデンコーポレーション(有)

会長表彰者

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	小池昭司	トバナ産業(株)
西南濃浄化槽管理協議会	栗山格	栗山設備工業
中濃地区浄化槽協議会	小洞末吉	三和住宅設備(株)
可茂地区浄化槽衛生管理協議会	長谷川美好	兼松ポンプ工業(株)
郡上浄化槽協議会	山田良人	(有)エーテック郡上
恵那浄化槽協議会	鈴村由彦	東海環境事業(株)
下呂市浄化槽協議会	二村忠義	(有)フタムラ設備
飛騨地区浄化槽協議会	橋本祐次	橋本工業(株) 高山支店
岐阜市浄化槽保守点検業協会	岡田明彦	岡田産業(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	内藤嘉治	揖斐川浄化槽管理センター
岐阜県環境整備事業協同組合	片桐剛	(有)八百津衛生
同	菅原一郎	ケイナククリーン(株)

永年勤続者表彰者

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	佐竹隆史	中央アクアテック(株)
西南濃浄化槽管理協議会	西口正雄	大垣設備(株)
中濃地区浄化槽協議会	武藤敏弘	今峰商店(株)
可茂地区浄化槽衛生管理協議会	牧野勲	(有)可児エスコ
東濃西部浄化槽協議会	三好信司	東海住宅設備(株)
同	水野雅和	濃尾機電(株)
恵那市浄化槽協議会	小木曾康	(有)恵南住宅設備
下呂市浄化槽協議会	今井宏彦	(有)益田清掃社
飛騨地区浄化槽協議会	中島清久	(株)洞口設備工業
岐阜市浄化槽保守点検業協会	石樽三郎	中衛工業(株) 岐阜支店
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	山田哲郎	(株)フジクリーン岐阜サービス
(財)岐阜県環境管理技術センター	堀尾明宏	職員
同	岩井宏康	同

全浄連会長顕彰者

推薦団体	氏名	所属会社等の名称
岐阜県管設備工業協同組合	林喜市	城和管工(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	田中利枝	昭和技研(株)
岐阜県環境整備事業協同組合	水野孝泰	大垣メンテナンス(株)

建築基準法施行令の一部を改正する政令（7月15日閣議決定）

建築基準法施行令の一部改正は、浄化槽法の一部改正が5月20日公布され、浄化槽の放流水質基準が規定されることを踏まえて行われるものである。

建築基準法施行令の一部を次のように改正する。

第32条第1項第2号中「排水水」を「放流水」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第1項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第2号に掲げる性能を有するものであることとする。

1 水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第1号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合
当該排水基準

2 浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第1号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合
当該技術上の基準

（施行期日）

ただし、第32条第1項第2号及び第3号の改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

法定検査結果について（11条関係）

財団法人岐阜県環境管理技術センター
浄化槽検査課長 田 中 義 勝

11条検査における主な不適正内容

- 装置の故障
- 装置の固定不良
- 放流側への汚泥流出
- 生物ろ過槽等の閉塞
- 槽内の水位・水流異常
- 生物膜の状態悪化

表－1 11条検査における地域振興局別検査基数

11条検査

地域振興局名	検査検査
岐阜地域	36,925
西濃地域	34,369
中濃地域	16,386
東濃地域	12,633
飛騨地域	9,156
計	109,739

11条検査期間：H16年4月～12月

(1) 装置関係の主な不適正

- ① 送風機が故障している。
- ② 担体設備の固定が不良である。
- ③ ばっ気装置が故障・固定不良である。
- ④ 循環装置が故障している。
- ⑤ 接触材設備の固定が不良である。
- ⑥ 消毒装置の固定が不良である。
- ⑦ 汚泥返送装置が故障・設定不良である。

表－2 11条検査における地域振興局別不適正所見別発生状況

11検査 工事関係

地域振興局名	送風機故障・ 設定不良	担体設備の 固定不良	ばっ気装置	循環装置の 故障	接触材設備の 固定不良
岐阜地域	408	20	19	4	19
西濃地域	344	19	18	12	14
中濃地域	173	16	15	12	8
東濃地域	123	18	5	2	2
飛騨地域	79	6	4	18	0
計	1,127	79	61	48	43

11条検査期間：H16年4月～12月

(2) 汚泥堆積・閉塞・水位等の異常関係の主な不適正

- ① 沈殿槽にスカムが多量発生し、流出している。
- ② 生物膜の状態に異常（肥厚化）がある。
- ③ 接触ばっ気槽等の水位・水流等に異常がある。
- ④ 嫌気ろ床槽の閉塞による水位異常がある。
- ⑤ 担体流動槽の汚泥堆積、水位上昇、水流異常がある。
- ⑥ 生物ろ過槽の閉塞による水位異常がある。
- ⑦ 処理水槽に堆積汚泥が多量に発生している。

表－3 11条検査における「汚泥堆積・閉塞・水位等の異常装置関係」地域振興局別不適正発生状況

11条検査 汚泥堆積・閉塞・水位、水流異常

地域振興局名	沈 殿 槽 の 積 汚 泥 堆 積	生物膜の異常	接触ばっ気槽等の 水位・水流異常	嫌気ろ床装置 の水位異常	担体流動槽に常 異
岐 阜 地 域	19	4	8	5	1
西 濃 地 域	19	1	4	4	2
中 濃 地 域	5	7	2	3	5
東 濃 地 域	5	2	5	2	1
飛 騨 地 域	3	25	2	0	1
計	51	39	21	14	10

11条検査期間：H16年4月～12月

(3) 消毒関係の不適正

- ① 消毒剤が切れている。
- ② 消毒剤と処理水の接触不良。

表－4 11条検査における「消毒剤関係」地域振興局別不適正発生状況

11条検査 消毒剤関係

地域振興局名	消 毒 切 れ	接 触 不 良
岐 阜 地 域	335	4
西 濃 地 域	193	11
中 濃 地 域	115	1
東 濃 地 域	49	2
飛 騨 地 域	64	0
計	756	18

11条検査期間：H16年4月～12月

書類検査の留意事項

(1) 保守点検記録票の記入ポイント

- ① 積算流量計の有無、積算流量読値、日平均汚水量
 - ・積算流量計は、基本的には水道メーターである。水道メーターがあれば、その水量を確認し、日当たりの平均流入水量を計算する。
 - ・流入量の把握は、循環量の設定等に必要である。

- ② 小容量型・高度処理型の循環量の記載
 - 循環量は多すぎても少なすぎても水質に影響が出る。浄化槽メーカーの指示を基本とし、現場の状況に応じた調整が必要である。
 - 循環量は、エアリフト内部のスライムの付着、循環管内のスライムの付着などで変化してしまうため、点検時には必ず測定する必要がある。
- ③ 槽及び室のスカム量の生成状況・堆積汚泥量の生成量の記載
 - スカム厚・堆積汚泥量は槽上部から目視ではその量を把握できない。原則保守点検毎に各槽及び室の流出管内等のスカム厚・堆積汚泥量を測定し、発生時にはその量を記載する。
 - 測定には、Φ10～13mmの透明アクリル管が便利である。
- ④ 消毒剤の残留量・補充量の記載
 - 消毒剤の残りの量、補充量の記載は必須。
 - 消毒剤の補充は、必ず満タン補充。
 - 消毒剤は、有効塩素濃度90%以上を使用し、消毒筒に合った径の消毒剤を補充。
 - 処理水と消毒剤が適切に接触しているか否かを、流水状態で確認。

(2) 清掃記録票の記入ポイント

- ① 各槽及び室の引き抜き汚泥量の把握
 - 各槽の引き抜き汚泥量が明確になるよう記載する。
 - 清掃時に槽内に異常が確認された場合は、詳細な記載をする。
(例 仕切り板の破損、破損部位、破損状況)

まとめ

- ① 設備士は竣工時のチェックを必ず実施
 - 設備士は浄化槽の機能・稼働状況を理解していなければならない。
- ② 保守点検・清掃作業者は維持管理要領書の内容把握が必要
 - 性能評価型は機能が各型式でバラバラであるので、個々の維持管理要領書の内容を把握することが必要。
- ③ 保守点検・清掃の記録票の記入
 - 現場で行った作業内容を、記録票に正しく記入する。
 - 思いこみや想定で記入しない。

コンパクト型浄化槽の改善事例

岐阜県浄化槽保守点検業協同組合

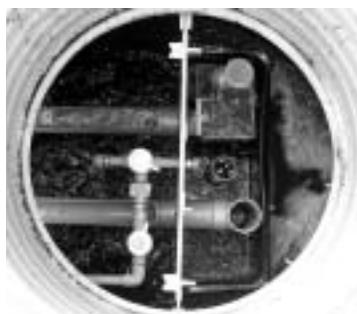
窪田浩一 安藤主税 今井宏彦

1. コンパクト型浄化槽の特徴

- ① 処理性能（BOD）が性能試験で基準を達成していれば、浄化槽メーカーはどのような構造のものでも作ることができる。（構造基準は関係ない）
- ② 一部に流量調整機能（ピークカット機能）が付いている。
- ③ 循環機能が付いている。
- ④ 自動逆洗装置が付いている。（無いものもある）

2. コンパクト浄化槽の異常発生事例

- 流調用エアリフトポンプ、循環用エアリフトポンプ及び管にスライムの付着。
- 担体が正常に流動しない。
- 逆洗タイマーの設定ミス、循環量の設定ミス。
- 人員比が多い場合の水質不良。



スライムの付着



担体が正常に流動しない



循環量の設定ミス

3. 型式別の改善事例

(1) 担体流動生物濾過方式 フジクリーン工業(株) CS型

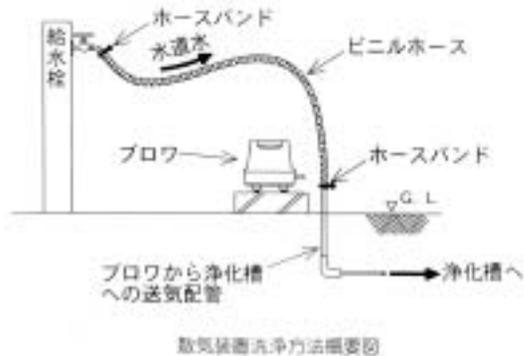
- ① 循環管、汚泥返送管がスライムにて閉塞

対応策：保守点検時の管清掃を毎回必ず実施。



② 担体が正常に流動しない

- 対応策： i 保守点検時のバルブ操作 片ばっ気をさせる。
ii 散気管の洗浄 100ℓのブロワ使用又は水道水での洗浄。



③ 逆洗タイマーの設定ミス

- 対応策：返送量は担体槽容量の20～30%が基本。
調整する前の返送水量の計測が必須、基本は、返送量は少な目が良い。
返送時間を長くするなら量を減らす。返送回数多くするなら時間を少なく。

④ 循環量の設定ミス

- 対応策：循環量は、流入水量を把握し、循環量の計測をしながら設定を合わせる。
設定どおりにしても、スライム等で水量が変わってしまうので、点検毎に確認。
※それでもダメだった物件は、浄化槽本体の傾き（放流側が低い）のため、循環・返送とも管内に汚水が停滞して適量の返送ができない。

⑤ 人員比が大きい場合の水質不良

- 原因は流入水量が多い場合
対応策： i 逆洗時間の変更 時間を長く量を減又は回数を多く時間を減。
ii ブロワ風量の変更大きくする。
iii 清掃年2回の検討。(らくらく契約の場合、2回目料金半額です)

(2) 流量調整型嫌気ろ床担体流動・生物ろ過循環方式 大栄産業(株) FCP型

① 流調用エアリフトポンプ及び管にスライムの付着

- 対応策：保守点検時に定量移送装置内及び管内の清掃を毎回実施。



② スライム発生の原因

- 立ち上がり時期で微生物が少なく処理が不十分。
- 低水温で微生物の活動が低く処理が不十分。

- 油分などの流入濃度が高い。
- 洗濯排水や風呂水排水などの流入量が多い。
- 好気処理槽のばっ気風量不足。
- 逆洗が不適正であり。スカムが浮上し装置に吸い込む。

対応策：装置の循環ゲートを閉じ、循環を停止して好気処理槽の処理能力（滞留時間UP）をあげる。

- ：風呂水は極力洗濯水にリサイクルする。（できれば排水時間をずらす）
- ：流入負荷が高い場合は、根本的な解決は難しいため清掃時期を短くする。
- ：シーディング剤を添加して微生物の増殖を助ける。
- ：散気管の目詰まり除去、バルブの調整。

(3) 流量調整型嫌気濾床担体流動生物濾過循環方式 ダイキ(株) KRN型

① 担体が正常に流動しない

現象：使用水量が多いと、担体が処理水槽側に移動し流動する担体が減少。

対応策：逆洗回数を多くする。

- ：ブロワ能力を大きくする。
- ：バイパス配管を利用して常時逆洗状態にする。



② 担体が嫌気ろ床第1室に移動する

対応策：スクリーンの修理、場合によっては担体の交換。

③ 嫌気ろ床第1室にスカムが浮上しない

対応策：流入部にバフフルを取り付ける。

④ 高負荷によるDOの低下、臭気の発生

対応策：ブロワの風量を上げる。（増設）

消毒剤の保持について

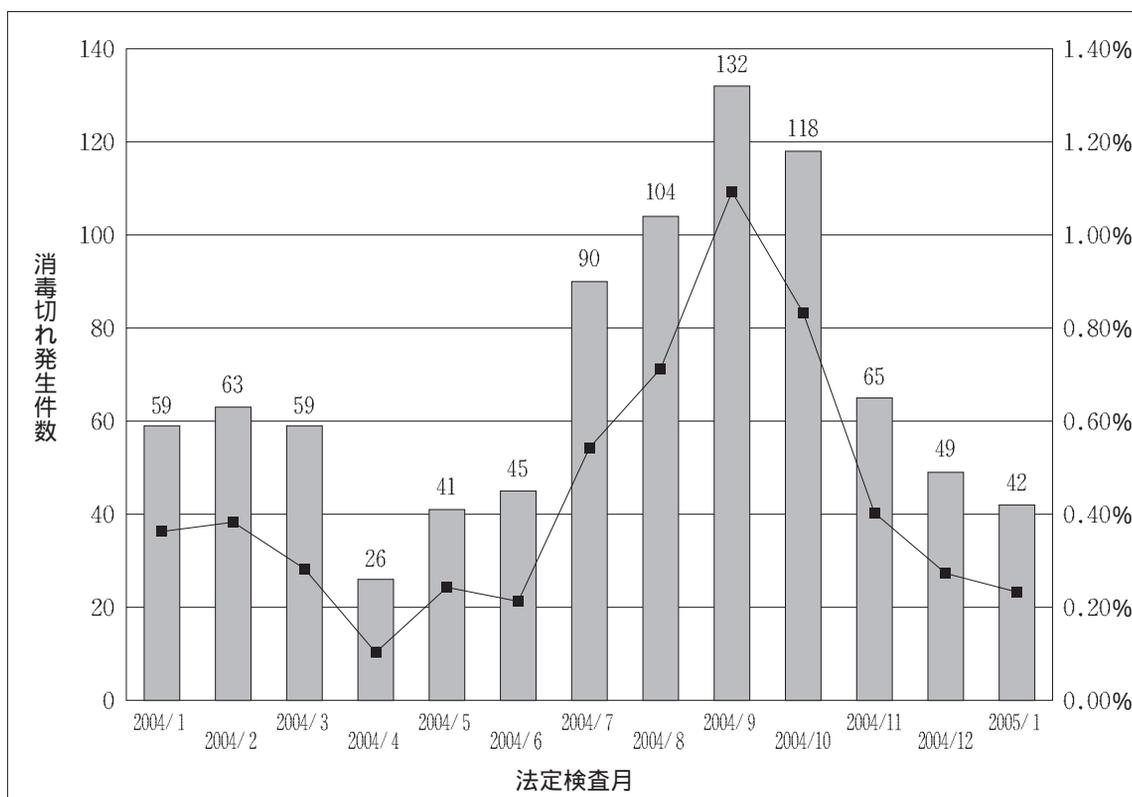
財団法人岐阜県環境管理技術センター
北川 嘉久

消毒切れとなる主な要因

- 流入水量の過多又は増大
実流入量が過大、機器の故障による流入量の増加。
- 消毒剤補充量の不足
見込みによる補充、容量が一杯になるまで補充していない。
- 消毒剤の有効成分の割合
有効塩素濃度が90%以上でない。
- 薬筒サイズに合わない錠剤の使用
太径の筒に小径の薬剤使用、入っているようで実際は保持量が少ない。
- 夏季における水温の上昇
(寒冷地での凍結防止流動弁)
- 消毒筒下端の水没
放流勾配の不良など、受け皿における水の停滞。
放流先の問題に起因する冠水。

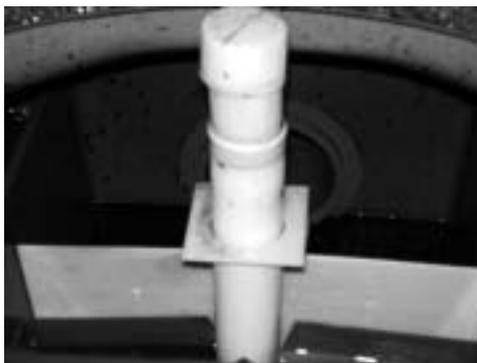
消毒切れの発生状況

- 消毒切れは7月から増加し、9月にピークがある。10月までの4ヶ月が最も注意を必要とする期間となる。



対策事例1 薬筒の継ぎ足し（上部空間に余裕のある場合に有効）

2本の薬筒を継ぎ足すことで容積の増加をはかる方法。



対策事例2 薬筒下部スリット調整（閉めすぎ注意）

若干、径の違う薬筒を重ねることで簡単に調整可能なスリットを作ることが可能。



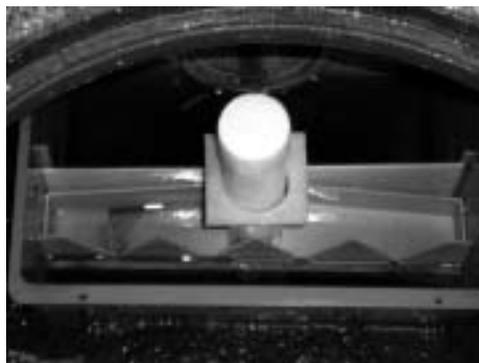
対策事例3 薬筒底部の調整（底部での高さ調整）

薬筒下部において若干の水位があるときに有効、但し、正常時に用いると残留塩素が検出されず、単に薬剤を長持ちさせるだけとなる。



対策事例4 薬筒を太い径に変更

径の大きい薬筒に変更することで格段に薬剤容量を増やすことができる。



変更前



変更後

対策事例5 薬筒を太い径に変更

腐敗方式によっては保守点検間隔が6ヶ月と長いため最も有効な手段となる。



変更前



変更後

その他

- 薬筒を交換する場合
支持具については、注意が必要。
針金加工は容易だが確実性に劣る。
プラ板の加工、又はプラ板+針金併用が確実か。
- スリットの作成
キャップを加工してスリットを作ることも可能。

補充のポイント

- 残留塩素が検出されること
- 薬剤は、満タン補充すること
- 有効塩素濃度90%以上の消毒剤を補充すること
- 薬筒サイズに合った錠剤を使用すること

大会 「画 竜 点 睛」 開催要領

9月20日(火) 会場 岐阜グランドホテル

大会「画竜点睛」が9月20日(火) 岐阜市長良川河畔の岐阜グランドホテルにおいて、下記の要領で開催されます。参加者は住民、議員、行政、業界の方々多数参加を予定しています。

記

日 時 平成17年9月20日(火曜日)午後1時30分～4時30分

会 場 岐阜グランドホテル ロイヤルシアター(岐阜市長良川河畔)

主 催 全国環境整備事業協同組合連合会

内 容 主催者の主張「画竜点睛」

全国環境整備事業協同組合連合会会長

玉 川 福 和

講 演「日本再生」

慶應義塾大学経済学部教授

金 子 勝 様

講 演「下水道、コスト、財政」

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課下水道管理指導室長

早 川 雅 章 様

平成17年度浄化槽推進関係予算第1次内示(岐阜県分)

(単位:千円)

○浄化槽整備費補助金

89,936

508基(羽島市25 各務原市10 瑞穂市127 南濃町10 養老町57 上石津町25 関ヶ原町20
池田町54 美濃加茂市23 可児市16 坂祝町8 富加町2 川辺町15 七宗町19 八百津町32
東白川村30 御嵩町35)

○循環型社会形成推進交付金

109,385

(岐阜市 羽島市 各務原市 土岐市 中津川市 高山市 下呂市 白川町)

○汚水処理施設整備交付金

49,116